

令和6年度（繰越）やんばる世界遺産センター  
外構工事に係る発注者支援業務  
特記仕様書

令和7年4月

環境省九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所

# 第1章 総則

## 第1条 適用

1. この特記仕様書は、環境省における設計業務等共通仕様書（自然公園編）第3篇 設計業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本業務の履行に適用する。  
なお、共通仕様書は環境省のホームページに掲載しているもの（平成29年7月版）を適用し、アドレスは以下の通りである。  
[https://www.env.go.jp/nature/park/tech\\_standards/03.html](https://www.env.go.jp/nature/park/tech_standards/03.html)
2. この業務にあたっての一般事項は、共通仕様書によるものとする。

## 第2条 設計対象範囲

本業務の設計範囲は別途図面に示す範囲とする。

## 第3条 履行期間

履行期間は、休日等を含み契約の翌日から、令和7年8月29日迄とする。尚、休日には、日曜日、祝日、夏期休暇及び年末年始の他、履行期間内の全ての土曜日を含んでいる。

## 第4条 管理技術者

管理技術者は、下記の①に示す条件を満たす者であり、②の実績を有する者とする。また本業務の管理技術者は、受注者が提出した参加表明書及び技術提案書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

- ①下記のいずれかの資格を有する（公示日までに登録が完了している）者
  1. 技術士（建設部門又は環境部門）
  2. 1級土木施工管理技士又は1級造園施工管理技士
  3. R C C M（造園部門、都市計画及び地方計画部門又は建設環境部門）
- ②下記の実績を有する者
  1. 入札説明書に定める実績を有する者。

## 第5条 照査技術者及び照査の実施

照査技術者は、下記の①に示す条件を満たす者とする。  
また本業務の照査技術者は、受注者が提出した参加表明書及び技術提案書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

- ①下記のいずれかの資格を有する（公示日までに登録が完了している）者
  1. 技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目又は環境部門関連科目）
  2. 技術士（建設部門又は環境部門）
  3. R C C M（造園部門、都市計画及び地方計画部門又は建設環境部門）

## 第6条 予定管理技術者の手持ち業務量

本業務の履行期間中の管理技術者の手持ち業務量は、管理技術者又は担当技術者となっている「国・特殊法人・地方公共団体等」から受注した契約金額 500 万円以上の業務（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。）を対象とし、その契約額の合計が 4 億円未満かつ契約件数の合計が 10 件未満であることを標準とする。

担当技術者を兼任する場合は、手持ち業務量に当該業務を含めるものとする。

複数年契約の業務及び設計共同体として受注した業務の場合の契約金額については以下のとおり業務金額を算出するものとする。

- ・複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。
- ・設計共同体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた金額（分担した業務の金額）とする。

手持ち業務量の制限を超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の①から④までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- ② 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- ③ 当該管理技術者と同等以上の平均技術者評点を有する者
- ④ 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している  
予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

#### 第7条 配置技術者の確認及び業務実績情報システムへの登録について

1. 受注者は、業務計画書（共通仕様書 共通編 1.12）の業務組織計画に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
2. 業務実績情報システム（テクリス）に登録できる技術者については、以下のとおりとする。
  - ①業務打合せ（電話等打合せを含む）において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者
  - ②現地作業が主となる技術者においては、現地作業を実施していることを写真等で確認できる者
3. 業務実績情報システム（テクリス）に登録する技術者は、業務完了までに、受発注者双方の確認の上、確定するものとし、完了登録の「登録のための確認のお願い」のメール送信に加え、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、「登録のための確認のお願い」に個々の技術者の署名を付したものを別途調査職員に提出する。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。

4. 発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム（テクリス）へ登録された場合についても、同様とする。

#### 第8条 テクリスへの位置情報への入力

共通仕様書 1.10 の3 テクリスへの登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、履行場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2011）に準拠する。

起点	沖縄県国頭郡国頭村比地 263-1	緯度	26° 43' 42"	経度	128° 10' 45"
終点	沖縄県国頭郡国頭村比地 263-1	緯度	26° 43' 42"	経度	128° 10' 45"

#### 第9条 打合せ等

打合せは下記の区切りにおいて行うものとし、回数は3回とする。

- 1) 業務着手時
- 2) 業務中間時
- 3) 業務完了時

#### 第10条 照査技術者による照査の報告

照査技術者は、調査職員の指示する業務の節目及び業務が完了したときは、照査について調査職員に報告するものとする。なお、照査技術者による照査の報告は、2回を想定している。

#### 第11条 業務計画

受注者は、業務計画書作成時に、共通仕様書 1.12 の2の定めのほか下記を記載する。

- 1) 安全管理

#### 第12条 成果物の提出

1. 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品は、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「土木設計業務等の電子納品要領：（以下、「要領」という）（国土交通省参照）に基づいて作成した電子データを指す。
2. 成果品は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R 又は DVD）で2部提出する。「要領」で特に記載が無い項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は調査職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。
3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

4. 工事費内訳明細書を電子納品する場合、エクセル形式「office2010(Ver14)」以降で作成したもの。並びにPDF形式で出力したものを併せて納品のこと。
5. 印刷物等の提出においては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、判断の基準を満たす印刷用紙の調達が困難な場合には、環境省担当官と協議し、了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

なお、「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針（<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

### 第13条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、調査職員と業務に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウィルスチェックは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

### 第14条 再請負

本業務について、主たる部分の再請負は認めない。

本業務における「主たる部分」は、共通仕様書1.28の1に示すとおりとする。

### 第15条 業務の再請負の申請について

1. 業務の一部（主たる部分を除く）を再請負しようとするときは、あらかじめ再請負の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再請負の必要性及び契約金額等について記載した書面を調査職員に提出し、承諾を得なければならない。

なお、再請負の内容を変更しようとするときも同様とする。

2. 前項の規定は、共通仕様書1.28の2に示す簡易な業務を再請負しようとするときには、適用しない。

3. 第1項の規定は、軽微な変更該当するときには、適用しない。

### 第16条 建設副産物対策

共通仕様書2.9の9に基づき、建設副産物の検討成果として、リサイクル計画書を作成する

ものとする。

#### 第 17 条 設計業務の成果

当該業務における数量計算書は、設計業務等共通仕様書 2.11 の（４）に示すとおり、「土木工事数量算出要領（案）」（国土交通省参照）により工種別、区間別に取りまとめるものとし、算出した結果は「土木工事数量算出要領数量集計表（案）」（国土交通省参照）により電子データにて提出するものとする。なお、提出様式は、原則として下記アドレスに示すホームページに掲載されている「数量集計表様式（案）」（国土交通省参照）によること。

<http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/sr/suryo.htm>

#### 第 18 条 業務スケジュール管理表

受注者は、契約締結後 15 日以内に業務スケジュール管理表を作成し、調査職員の承諾を得るものとする。また、受注者は、業務の進捗に合わせて業務スケジュール管理表を更新し、打合せ記録簿提出時及び成果物の提出時に、打合せ記録簿若しくは成果物と共に調査職員に提出するものとする。

#### 第 19 条 個人情報の取扱いについて

本業務は「個人情報の取扱い」として、共通仕様書 1.31 の 8 の他に以下の内容を加えるものとする。調査職員の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（用紙を定めない）を調査職員に提出しなければならない。

#### 第 20 条 旅費交通費について

本業務の旅費交通費の算定にあたっては、積算上の基地を那覇市役所とする。  
なお、契約後は計業務等標準積算基準書による積算上の基地の考え方にに基づき、当該業者の所在により、必要に応じて設計変更を行うものとする。

#### 第 21 条 成果品の照査

本業務における照査は、共通仕様書 1.12 の 2 とおり照査計画を作成し、照査計画に基づき実施するものとする。又、照査計画に基づき作成した資料は、共通仕様書 1.8 の 2 に規定する照査報告書に含めて提出するものとする。

#### 第 22 条 保険加入

受注者は、共通仕様書 1.38 に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示すること。ただし、調査職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

#### 第 23 条 関係法令及び条例の遵守等

受注者は、本業務の実施にあつたては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

## 第2章 業務内容

### 第24条 業務の目的

本業務は、令和6年11月に発生した沖縄島北部豪雨により当該施設が被災したことを受け、過年度に実施した（仮称）やんばる世界遺産センターの外構設計内容について見直しを行うとともに、敷地東側に流れる小水路からの雨水越流対策について検討を行うものである。

### 第25条 使用する技術基準等

本業務で使用する技術基準は、共通仕様書に定めるものの他、調査職員の指示したものとす  
る。

### 第26条 業務概要

本業務の内容は以下のとおりである。

#### 1. 外構設計の見直し

令和6年11月豪雨を踏まえ、「令和4年度（繰越）やんばる野生生物保護センター改修実施設計業務」（以下、過年度業務という。）にて設計を行った外構の整備計画について見直しを行う。

##### （ア）植栽計画の見直し

過年度の豪雨により、氾濫した河川の土砂が敷地内に流入し土壌環境が変化したこと、建物本体工事において、アプローチ部分の造作の仕様が変更となったことなどを受け、過年度業務の植栽計画の見直しを行う。

植栽計画の検討にあたっては、当該地域における該当樹種の流通の状況、維持管理の容易性等について県内の造園事業者や森林組合等にヒアリングを行い、実現性の高い計画とすること。

また、当該施設はやんばる地域の世界遺産管理拠点施設であり、世界遺産地域への来訪者の玄関口となることから、植栽樹種・配置は、地域の植生に精通した有識者にヒアリングを行い、調査職員と協議を行ったうえで決定すること。

##### （イ）雨水排水計画の再検討

過年度業務においては、敷地内の雨水排水は既設側溝等を再利用する方針としていたが、過年度の豪雨を受け、「令和5年度（繰越）やんばる世界遺産センター化改修に係る外構測量業務」（以下、関連業務という。）の成果を踏まえた雨水排水計画の再検討を行うこと。計画にあたっては、2. の水路越流対策との関係性についても留意すること。

#### 2. 水路越流対策の検討

##### （ア）与条件の確認・整理

過年度の豪雨の際に越流が見られた、敷地東側の小水路及びその周辺について、災害時の状況について関係者に確認を行うとともに、当該地の現況について確認を行う。また、対策工計画地の土地所有状況、法令手続き等について確認を行い、敷地内への土砂・雨水等の越流対策に係る条件の整理を行う。

(イ) 現況測量

越流対策工の検討にあたり、別紙に示す区域において、設計方針の決定及び工事の実施に必要な現況レベル測量を行うこと。なお、業務実施に係る詳細については、調査職員と協議のうえ決定すること。

(ウ) 設計方針・構造の検討

(ア) 及び (イ) の成果を踏まえ、越流対策工の設計方針及び詳細な構造について検討を行う。検討にあたっては、水路上流側の状況を踏まえた越流対策の方針について整理を行うとともに、対策工は維持管理や更新が容易かつ安価に実施できる仕様となるよう留意すること。

3. 工事発注図書の作成支援

1. 及び 2. の検討結果を踏まえ、工事発注に必要となる設計図・数量計算書・設計書（過年度業務成果品の単価入替・見積徴収を含む）等の作成支援を行う。

## 第3章 その他

### 第27条 資料の貸与

発注者が貸与する図書その他の資料は以下のとおりとする。その他必要な資料については、調査職員と協議すること。

- ・令和4年度（繰越）やんばる野生生物保護センター改修実施設計業務 成果品
- ・令和5年度（繰越）やんばる世界遺産センター化改修に係る外構測量業務 成果品

### 第28条 業務対象箇所への立ち入り

現地調査等により業務対象箇所に立ち入る場合は、事前に調査職員へ箇所、日時、内容等を説明し了解を得るものとする。

### 第29条 疑義

本特記仕様書の記載事項に疑義や変更が生じた場合は、調査職員と管理技術者が協議し、決定するものとする。

### 第30条 訂正時の措置

受注者は、業務終了後といえども受注者の過失、疎漏に起因する不良箇所が発見された場合には、調査職員の指示により訂正補足、その他の措置を行うものとする。